

○国土交通省告示第三百三十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十条の九第一項及び第三百三十条の九の七第二号ロの規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第三百五十九号及び平成二十六年国土交通省告示第千二百三号の一部を次のように改正する。

令和三年二月二十六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

(平成十七年国土交通省告示第三百五十九号の一部改正)

第一条 平成十七年国土交通省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる既定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十条の九の七第二号ロの規定により国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。 一（略） 二 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号。以下「一般則」という。）第二条第一項第二十五号に規定する圧縮水素スタンドであつて、次のいずれかに該当するものであること。 イ 一般則第七条の三第二項各号又は第七条の四第二項各号に掲げる基準に適合するものとして、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可を受けて設置されるもの（製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（一般則第七条の三第二項第二号の二ただし書に規定するものを除く。）を用いるものを除く。）。 ロ・ハ（略）	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十条の九の七第二号ロの規定により国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。 一（略） 二 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号。以下「一般則」という。）第二条第一項第二十五号に規定する圧縮水素スタンドであつて、次のいずれかに該当するものであること。 イ 一般則第七条の三第二項各号に掲げる基準に適合するものとして、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可を受けて設置されるもの（製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（一般則第七条の三第二項第二号の二ただし書に規定するものを除く。）を用いるものを除く。） ロ・ハ（略）

(平成二十六年国土交通省告示第千二百三号の一部改正)

第二条 平成二十六年国土交通省告示第千二百三号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる既定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令第三百十条の九第一項に規定する圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 (略) 二 一般則第二条第一項第二十五号に規定する圧縮水素スタンドであつて、一般則第七条の三第二項各号又は第七条の四第二項各号に掲げる基準に適合するものとして、高圧ガス保安法第五条第一項の許可を受けて設置されるもの（製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（一般則第七条の三第二項第二号の二ただし書に規定するものを除く。）を用いるものを除く。）であること。	建築基準法施行令第三百十条の九第一項に規定する圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 (略) 二 一般則第二条第一項第二十五号に規定する圧縮水素スタンドであつて、一般則第七条の三第二項各号に掲げる基準に適合するものとして、高圧ガス保安法第五条第一項の許可を受けて設置されるもの（製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（一般則第七条の三第二項第二号の二ただし書に規定するものを除く。）を用いるものを除く。）であること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。